

別記第1号様式(第2条関係)

(第1片)

(表)

年 月 日														
<p>(宛先)中央区長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電 話 番 号 ()</p> <p style="text-align: right;">ファクシミリ番号 ()</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">診 療 所 開 設 許 可 申 請 書</p> <p>診療所の開設の許可を受けたいので、医療法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>														
1 名 称														
2 開設の場所		電話番号 ()				ファクシミリ番号 ()								
3 診療科名														
4 開設の目的														
5 維持の方法														
6 開設予定年月		年 月				上 中 下								
7 従業者定員														
医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 (エ ッ ク ス 線) 技 師	看 護 補 助 者	事 務 員			齒 科 医 師	齒 科 衛 生 士	齒 科 技 工 士		計
名														名
8 敷地の面積		m ² (平面図は、別添のとおり)												
9 交通機関及び敷地周囲の見取図														
交 通 機 関		線				駅下車				口徒歩				分
		駅				口からバス(行)				下車徒歩				分
敷 地 の 条 件		用途地域								防火地域				
見 取 図		別添のとおり												

(第2片)

(表)

14 診 察 室								
診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積	診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積			
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²			
15 処置室(診察室兼用の場合を除く。)								
処置室名	室面積	処置室名	室面積					
	m ²		m ²					
16 歯科治療室								
室面積	治療椅子	防火設備	その他必要な設備					
m ²	台							
17 歯科技工室								
室面積	防じん設備	防火設備	その他必要な設備					
m ²								
18 検査室								
名称	室面積	防火設備	検査器具、器械等					
臨床検査室	m ²							
19 調剤所								
室面積	鍵のかかる貯蔵設備	冷暗所の有無	備付け天びん	備考				
m ²			10mg 台 感量500mg 台 mg 台					
20 手術室及び準備室								
区分	面積	構 造 設 備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	清潔な手洗い設備
手術室	m ²	台						
準備室	m ²							
その他の施設								

(裏)

21 分べん室及び新生児入浴施設					
分べん室	室面積	構造設備	新生児入浴施設	室面積	構造概要
	m ²			m ²	
22 エックス線装置及び診療室					
開設時の設置	固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式		
エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室	
	m ²		m ²	面積	設備
				m ²	
23 その他の施設					
看護師勤務室	階	m ²	待合室	m ²	
事務室		m ²	新生児室	m ²	
宿直室		m ²			
消毒施設		m ²			
給食設備		m ²			
洗濯室		m ²			
24 建築確認 年 月 日 第 号					
25 添付書類					
(1) 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例及び登記事項証明書 (2) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。ただし、ビルの一室を賃借する場合は、土地については不要) (3) 敷地の平面図 (4) 敷地周囲の見取図 (5) 建物の平面図(各室の用途を明示すること。縮尺100分の1以上のもの) (6) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) (7) 案内図					